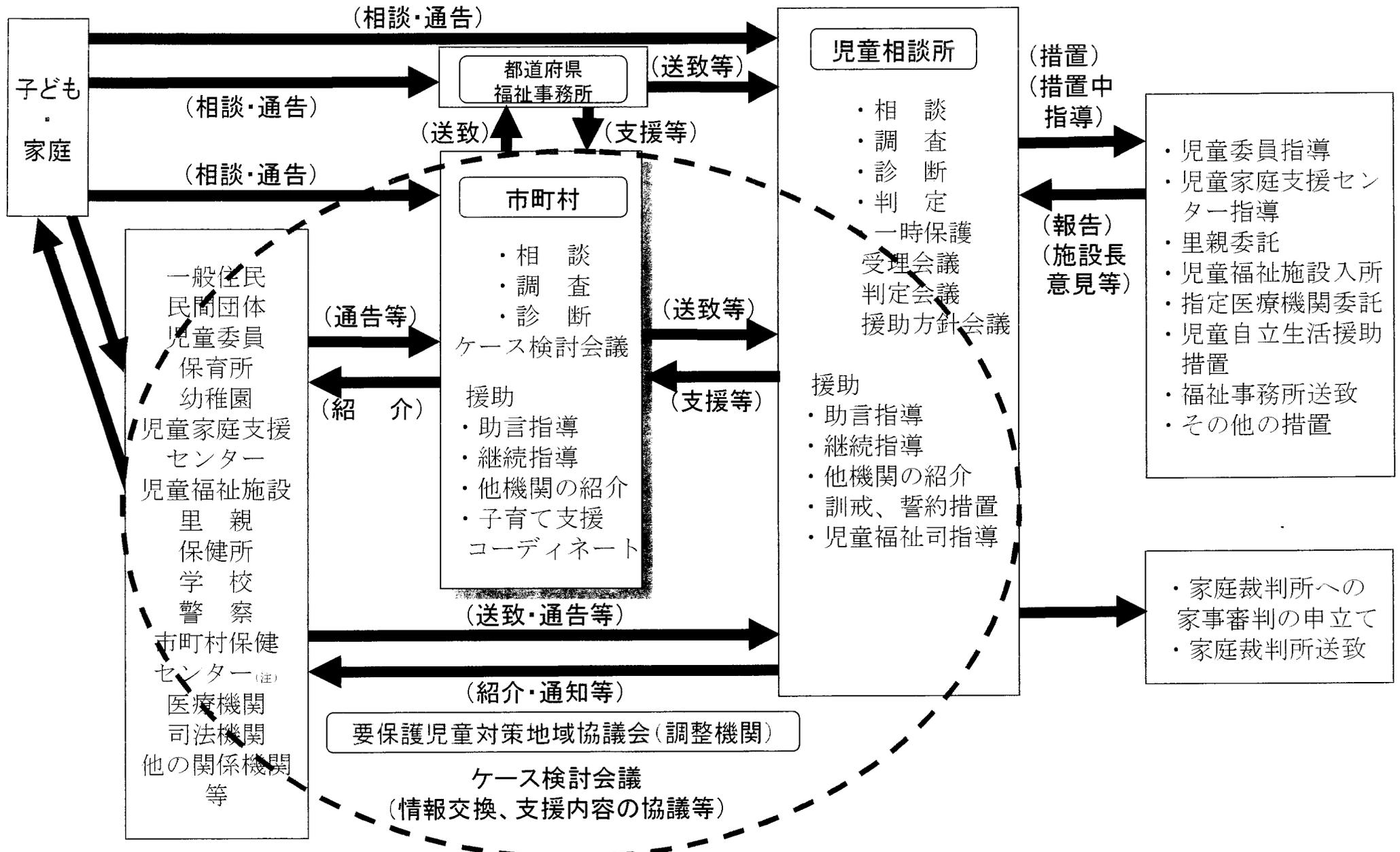


# 市町村・児童相談所における相談援助活動系統図



注: 市町村保健センターについては、市町村の児童家庭相談の窓口として、一般住民等からの通告等を受け、相談得助業務を実施する場合も想定される。

## ② 要保護児童対策地域協議会の設置

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、

- ① 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ② 適切な連携の下で対応していくことが重要

関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化の要請

個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化の要請

関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会の法定化

警察

市町村

保健機関

学校・教育委員会

医療機関

- ・ 協議会参加者の守秘義務
- ・ 支援内容を一元的に把握する機関の選定

民生児童委員

弁護士会

児童相談所

民間団体

保育所

## 要保護児童対策地域協議会の業務①

- ※ 協議会については、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、構成員に対する守秘義務が設けられている。
- ※ 個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待される。

### 代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

- ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

### 実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ② 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- ③ 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- ④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

## 要保護児童対策地域協議会の業務②

### 個別ケース検討会議

※ 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

- ① 要保護児童の状況の把握や問題点の確認
- ② 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- ③ 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ④ ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定
- ⑤ 実際の援助、介入方法(支援計画)の検討
- ⑥ 次回会議(評価及び検討)の確認

※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要

### 関係機関に対する協力要請

※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

※ この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。

## 個別ケースごとの関係機関等の役割分担

※ 個別ケース検討会議で決定すべき事項であるが、主なものは以下のとおり

### 【主たる直接援助機能】

- ・ 日常的に具体的な場面で子どもや家族を支援する機関(者)
- ・ 当然ながら、子ども、保護者ともに同じ機関が支援を行うことや、複数の機関が子どもや保護者に対して支援を行うことが考えられる

### 【とりまとめ機能(個別ケース検討会議の開催等の事務的な作業を行う)】

- ・ 主たる援助機関等から要請を受けて、個別ケース検討会議を開催する。(会議の招集の実務は地域協議会の事務局が行う場合もある。)
- ・ 個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理を行う。
- ・ 主たる援助機関等のうち、最も関わりの深いものが、この機関となることも考えられる。

### 【ケースマネジャー機能(危険度の判断等を行う)】

- ・ ケース全体について責任を負い、危険度の判断や支援計画を作り、進行管理を行う。
- ・ 必要に応じて、立入検査や一時保護の権限を有する児童相談所と連携を図りながら対応することが適当である。

## 児童家庭相談援助の流れ

### ①相談・通告の受付

- ※ 相談・通告を受け、問題の内容など必要な情報を把握する。
- ※ 必要に応じて指導、助言を行う。

### ②受理会議(緊急受理会議)

- ※ 当面の方針や主たる担当者等を決定
- ※ 緊急に受理会議を開催する必要がある場合には、緊急受理会議を開催
- ※ 受理会議の結果、緊急に児相に送致すべきケースについては速やかに送致
- ※ 会議は、必ずしも関係者が集合して打ち合わせをする必要はなく、電話で協議を行うなど柔軟に対応する。
- ※ 特に緊急を要する場合は、受理会議を経ることなく調査を開始するなど、子どもの安全の確保を最優先した対応をとる必要がある。

### ③調査

- ※ 市町村において対応を検討することとされたケースについては、援助方針の決定に当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。
- ※ 必要に応じて、地域協議会等のネットワークの活用を図る。

```
graph TD; A[ ] --> B[④ ケース検討会議]; B --> C[⑤ 市町村による援助、児童相談所への送致等]; C --> D[⑥ 援助内容の評価、援助方針の見直し及び援助終結のための会議];
```

④ ケース検討会議

- ※ 子ども、保護者に最も効果的な援助方針を決定する。
- ※ 援助方針の決定に当たっては、必要に応じて、地域協議会等のネットワークの活用を図る。

⑤ 市町村による援助、児童相談所への送致等

- ※ 援助方針に基づき、市町村による援助、児童相談所への送致等を行う
- ※ 市町村による援助に当たっては、必要に応じて、地域協議会等のネットワークの活用を図る。

⑥ 援助内容の評価、援助方針の見直し及び援助終結のための会議

- ※ 相談援助活動に対する評価を実施、援助方針の見直しを行う。
- ※ 相談援助活動の終結についてもその適否を判断
- ※ 必要に応じて、地域協議会等のネットワークの活用を図る。

## 市町村児童家庭相談業務調査結果(平成17年6月1日現在)の概要

### 【相談窓口(主たる相談窓口)の設置場所について】

- 市部では、福祉事務所又は当該機能を有する児童福祉主管課に設置している所が、30万人以上78.3%、10万人以上30万人未満89.2%、10万人未満90.5%となっている。
- 町村部では、児童福祉主管課、母子保健主管課又は児童福祉・母子保健統合課に設置している所が、町は96.2%、村は93.3%となっており、いわゆる役場での対応が多い。
- 指定都市では、区の福祉事務所等に設置し、児童相談所との重層構造にしている所が71.3%となっている。

相談窓口設置場所	人口規模区分			町	村	指定都市	平均
	市	30万人以上	10万人以上 30万人未満				
①市町村児童福祉主管課	55.1%	61.6%	48.9%	48.0%	32.2%	7.1%	47.0%
②市町村母子保健主管課	2.9%	1.1%	1.0%	7.1%	6.0%	0.0%	5.0%
③市町村児童福祉・母子保健主管課(統合課)	0.0%	1.6%	4.0%	41.1%	55.1%	7.1%	31.0%
④福祉事務所(家庭児童相談室)	23.2%	27.6%	41.6%	0.0%	0.3%	57.1%	11.8%
⑤福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	0.0%	1.6%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
⑥市町村保健センター(類似施設を含む)	1.4%	0.5%	0.8%	4.7%	6.3%	7.1%	3.7%
⑦教育委員会	2.9%	1.6%	2.6%	3.3%	3.3%	0.0%	3.0%
⑧その他	23.2%	14.1%	3.4%	2.5%	2.7%	28.6%	4.3%
合計	108.7%	109.7%	104.6%	106.6%	106.0%	107.1%	106.4%

## 【相談に従事する職員(主たる相談窓口の担当職員)について】

○ 職種別では、一般行政職が36.1%、保健師等が25.9%、教員免許を有する者が10.8%と多く、児童福祉司たる資格を有する者は5.5%にとどまっており、市町村において人材の確保に苦慮していることが伺える。

職 種	総 数 (割合)
① 児童福祉司たる資格を有する者(2) (3)(4)に該当する者を除く	385人 (5.5%)
② 医師	10人 (0.1%)
③ 社会福祉士	146人 (2.1%)
④ 精神保健福祉士	50人 (0.7%)
⑤ 保健師 助産師 看護師(1)に該当する者を除く	1,756人 (25.2%)
⑥ 教員免許を有する者(①に該当する者を除く。)	751人 (10.8%)
⑦ 保育士(①に該当する者を除く。)	503人 (7.2%)
⑧ ①～⑦に該当しない心理職	81人 (1.2%)
⑨ ①～⑧に該当しない福祉職	337人 (4.8%)
⑩ ①～⑨に該当しない社会福祉主事	307人 (4.4%)
⑪ ①～⑩に該当しない一般行政職	2,513人 (36.1%)
⑫ その他	133人 (1.9%)
合 計	6,970人 (100.0%)
うち 正規職員数	5,358人
うち 専任職員数	2,023人

## 【夜間・休日の対応について】

○ 特に対応していない所が、全体で51.4%あり、夜間・休日の対応体制の整備が急務である。

	市			町 ( 1,304)	村 ( 332)	指定都市 ( 14)	合 計 ( 2,399)
	30万人 以上 ( 69)	10万人以上 30万人未満 ( 185)	10万人 未満 ( 495)				
①対応している	49.3%	54.1%	56.2%	47.2%	38.6%	78.6%	48.6%
	34	100	278	616	128	11	1,167
②特に対応していない	50.7%	45.9%	43.8%	52.8%	61.4%	21.4%	51.4%
	35	85	217	688	204	3	1,232

## 【外部人材の活用について】

○ 児童相談所の支援体制が制度化されていることもあり、活用状況は全体的に低調である。

	市			町 ( 1,304)	村 ( 332)	指定都市 ( 14)	合 計 ( 2,399)
	30万人 以上 ( 69)	10万人以上 30万人未満 ( 185)	10万人 未満 ( 495)				
①人材の活用による 助言あり	23.2%	24.3%	11.1%	9.7%	8.1%	50.0%	11.5%
	16	45	55	126	27	7	276
②人材の活用による 助言なし	76.8%	75.7%	88.9%	90.3%	91.9%	50.0%	88.5%
	35	85	217	688	204	3	2,123

## 【都道府県(児童相談所等)からの後方支援の状況について(複数回答)】

○ 支援状況については、比較的人口規模に影響されることのない項目であるにもかかわらず、区分別では実施率に違いが生じている。

	市			町	村	指定都市	合計
	30万人以上	10万人以上 30万人未満	10万人未満				
①児童相談所等の職員による市町村職員研修の実施	65.2%	65.4%	68.5%	58.7%	52.1%	57.1%	60.5%
	45	121	339	766	173	8	1,452
②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言	91.3%	91.4%	82.4%	49.6%	30.1%	71.4%	58.2%
	63	169	408	647	100	10	1,397
③ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加	85.5%	81.1%	66.1%	31.8%	13.9%	71.4%	41.9%
	59	150	327	415	46	10	1,007
④年間を通じて市町村に県職員を派遣	1.4%	2.7%	3.8%	0.8%	1.2%	7.1%	1.7%
	1	5	19	11	4	1	41
⑤定期的に児童相談所職員を派遣して市町村を支援	10.1%	13.0%	12.1%	3.0%	2.1%	21.4%	5.8%
	7	24	60	39	7	3	140
⑥児童相談所への市町村職員の受入れ	18.8%	11.9%	2.6%	0.8%	0.3%	0.0%	2.5%
	13	22	13	10	1	0	59
⑦国の指針とは別に、都道府県独自の市町村向けのマニュアル等を作成	56.5%	46.5%	34.1%	21.0%	21.7%	42.9%	26.9%
	39	86	169	274	72	6	646

# 要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止ネットワーク)設置状況調査結果

(平成17年6月1日現在)の概要

## 【協議会又はネットワークの設置状況等について】

○ 全市町村の51.0%にあたる1,224か所で協議会又はネットワークを設置済である一方、設置又は設置予定のない市町村は30.6%にあたる734か所となっている。

	市区町村		協議会設置済		協議会設置予定		協議会未設置		
	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	
全 体	2,399	100.0	<u>111</u>	<u>4.6</u>	868	36.2	1,420	59.2	
都道府県	市・区	749	100.0	51	6.8	388	51.8	310	41.4
	町	1,304	100.0	55	4.2	407	31.2	842	64.6
	村	332	100.0	4	1.2	67	20.2	261	78.6
指定都市	14	100.0	1	7.1	6	42.9	7	50.0	

	ネットワーク設置済		ネットワーク設置予定		ネットワーク未設置		うち協議会未設置		
	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	
全 体	<u>1,113</u>	<u>46.4</u>	210	8.8	965	40.2	734	30.6	
都道府県	市・区	503	67.2	66	8.8	129	17.2	61	8.1
	町	526	40.3	115	8.8	608	46.6	472	36.2
	村	71	21.4	29	8.7	228	68.7	201	60.5
指定都市	13	92.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	

# 【協議会又はネットワークの都道府県別設置状況等について】

○ 協議会又はネットワークの設置済の割合をみると、最低で福島県の13.3%、最高で山形県、神奈川県及び大阪府の100.0%となっている。

(平成17年6月1日現在)

都道府県名	市区町村数	協議会設置済		協議会設置予定		協議会設置していない		ネットワーク設置済		ネットワーク設置予定		ネットワーク設置していない		うち、協議会設置予定		うち、協議会未設置		(再掲) 協議会又はネットワーク設置済み			
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
北海道	206	22	10.7	97	47.1	87	42.2	149	72.3	4	1.9	31	15.0	11	5.3	20	9.7	171	83.0		
青森県	47	0	0.0	27	57.4	20	42.6	13	27.7	1	2.1	33	70.2	17	36.2	16	34.0	13	27.7		
岩手県	58	0	0.0	25	43.1	33	56.9	14	24.1	2	3.4	42	72.4	15	25.9	27	46.6	14	24.1		
宮城県	44	1	2.3	16	36.4	27	61.4	30	68.2	6	13.6	7	15.9	3	6.8	4	9.1	31	70.5		
秋田県	42	0	0.0	6	14.3	36	85.7	8	19.0	1	2.4	33	78.6	4	9.5	29	69.0	8	19.0		
山形県	44	0	0.0	23	52.3	21	47.7	41	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	44	100.0		
福島県	83	0	0.0	19	22.9	64	77.1	11	13.3	6	7.2	66	79.5	14	16.9	52	62.7	11	13.3		
茨城県	62	2	3.2	28	45.2	32	51.6	13	21.0	5	8.1	42	67.7	12	19.4	30	48.4	15	24.2		
栃木県	44	0	0.0	19	43.2	25	56.8	13	29.5	0	0.0	31	70.5	10	22.7	21	47.7	13	29.5		
群馬県	58	0	0.0	9	15.5	49	84.5	23	39.7	4	6.9	31	53.4	6	10.3	25	43.1	23	39.7		
埼玉県	84	1	1.2	36	42.9	47	56.0	73	86.9	0	0.0	10	11.9	2	2.4	8	9.5	74	88.1		
千葉県	76	1	1.3	20	26.3	55	72.4	26	34.2	17	22.4	32	42.1	7	9.2	25	32.9	27	35.5		
東京都	62	4	6.5	29	46.8	29	46.8	36	58.1	8	12.9	14	22.6	2	3.2	12	19.4	40	64.5		
神奈川県	35	11	31.4	18	51.4	6	17.1	24	68.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	35	100.0		
新潟県	45	0	0.0	17	37.8	28	62.2	16	35.6	5	11.1	24	53.3	3	6.7	21	46.7	16	35.6		
富山県	21	3	14.3	3	14.3	15	71.4	10	47.6	1	4.8	7	33.3	0	0.0	7	33.3	13	61.9		
石川県	22	2	9.1	16	72.7	4	18.2	19	86.4	0	0.0	1	4.5	1	4.5	0	0.0	21	95.5		
福井県	28	1	3.6	1	3.6	26	92.9	26	92.9	1	3.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	27	96.4		
山梨県	38	4	10.5	24	63.2	10	26.3	2	5.3	23	60.5	9	23.7	2	5.3	7	18.4	6	15.8		
長野県	102	2	2.0	25	24.5	75	73.5	19	18.6	18	17.6	63	61.8	3	2.9	60	58.8	21	20.6		
岐阜県	46	2	4.3	37	80.4	7	15.2	42	91.3	0	0.0	2	4.3	1	2.2	1	2.2	44	95.7		
静岡県	55	1	1.8	12	21.8	42	76.4	41	74.5	3	5.5	10	18.2	1	1.8	9	16.4	42	76.4		
愛知県	73	5	6.8	32	43.8	36	49.3	34	46.6	5	6.8	29	39.7	7	9.6	22	30.1	39	53.4		
三重県	47	3	6.4	10	21.3	34	72.3	24	51.1	9	19.1	11	23.4	2	4.3	9	19.1	27	57.4		
滋賀県	33	1	3.0	9	27.3	23	69.7	29	87.9	0	0.0	3	9.1	3	9.1	0	0.0	30	90.9		
京都府	37	1	2.7	4	10.8	32	86.5	13	35.1	1	2.7	22	59.5	1	2.7	21	56.8	14	37.8		
大阪府	42	4	9.5	30	71.4	8	19.0	38	90.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	42	100.0		
兵庫県	59	3	5.1	40	67.8	16	27.1	24	40.7	3	5.1	29	49.2	18	30.5	11	18.6	27	45.8		
奈良県	44	5	11.4	4	9.1	35	79.5	14	31.8	5	11.4	20	45.5	2	4.5	18	40.9	19	43.2		
和歌山県	41	3	7.3	12	29.3	26	63.4	5	12.2	11	26.8	22	53.7	0	0.0	22	53.7	8	19.5		
鳥取県	20	0	0.0	13	65.0	7	35.0	15	75.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	15	75.0		
島根県	29	0	0.0	11	37.9	18	62.1	6	20.7	5	17.2	18	62.1	5	17.2	13	44.8	6	20.7		
岡山県	34	3	8.8	11	32.4	20	58.8	16	47.1	4	11.8	11	32.4	2	5.9	9	26.5	19	55.9		
広島県	27	1	3.7	12	44.4	14	51.9	8	29.6	3	11.1	15	55.6	7	25.9	8	29.6	9	33.3		
山口県	33	0	0.0	9	27.3	24	72.7	18	54.5	0	0.0	15	45.5	1	3.0	14	42.4	18	54.5		
徳島県	35	4	11.4	15	42.9	16	45.7	24	68.6	0	0.0	7	20.0	6	17.1	1	2.9	28	80.0		
香川県	35	3	8.6	3	8.6	29	82.9	21	60.0	1	2.9	10	28.6	0	0.0	10	28.6	24	68.6		
愛媛県	23	1	4.3	14	60.9	8	34.8	4	17.4	4	17.4	14	60.9	11	47.8	3	13.0	5	21.7		
高知県	47	1	2.1	8	17.0	38	80.9	19	40.4	3	6.4	24	51.1	0	0.0	24	51.1	20	42.6		
福岡県	83	5	6.0	18	21.7	60	72.3	18	21.7	9	10.8	51	61.4	11	13.3	40	48.2	23	27.7		
佐賀県	35	1	2.9	10	28.6	24	68.6	13	37.1	5	14.3	16	45.7	8	22.9	8	22.9	14	40.0		
長崎県	45	3	6.7	7	15.6	35	77.8	18	40.0	7	15.6	17	37.8	0	0.0	17	37.8	21	46.7		
熊本県	68	1	1.5	33	48.5	34	50.0	40	58.8	14	20.6	13	19.1	4	5.9	9	13.2	41	60.3		
大分県	25	2	8.0	11	44.0	12	48.0	8	32.0	1	4.0	14	56.0	6	24.0	8	32.0	10	40.0		
宮崎県	44	0	0.0	6	13.6	38	86.4	11	25.0	5	11.4	28	63.6	4	9.1	24	54.5	11	25.0		
鹿児島県	75	3	4.0	18	24.0	54	72.0	12	16.0	1	1.3	59	78.7	13	17.3	46	61.3	15	20.0		
沖縄県	49	0	0.0	15	30.6	34	69.4	16	32.7	4	8.2	29	59.2	6	12.2	23	46.9	16	32.7		
合計	2,385	110	4.6	862	36.1	1,413	59.2	1,100	46.1	210	8.8	965	40.5	231	9.7	734	30.8	1,210	50.7		

※ 指定都市は除く。

## 【協議会の調整機関(児童福祉法第25条の2第4項)の設置状況について】

	協議会設置・予定数		調整機関を設置済		調整機関未定		調整機関未設置		無回答	
	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
全体	979	100.0	592	60.5	71	7.3	17	1.7	299	30.5

## 【調整機関におけるコーディネーターの配置状況について】

	協議会設置・予定数		常勤職員設置				非常勤職員設置		検討中・未定		未設置		無回答	
	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	うち重複設置		市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
					市町村数	割合(%)								
全体	979	100.0	474	48.4	32	3.3	86	8.8	57	5.8	257	26.3	137	14.0
協議会設置済	111	100.0	69	62.2	10	9.0	18	16.2	1	0.9	28	25.2	5	4.5

## 【ネットワークの中核機関(事務局)について】

	ネットワーク設置・予定数	児童福祉主管課	母子保健主管課	児童・母子統合主管課			障害福祉主管課	児童相談所	
				児童主担当	母子主担当	両方で担当			
市町村数	686	276	26	249	143	27	79	19	18
割合(%)	100.0	40.2	3.8	36.3	20.8	3.9	11.5	2.8	2.6

教育委員会	福祉事務所	福祉事務所 (家庭児童相談室)	保健センター	保健所	法務局	警察署	その他の機関	特定していない
35	25	36	23	6	1	6	36	9
5.1	3.6	5.2	3.4	0.9	0.1	0.9	5.2	1.3

## 【協議会を設置していない理由について(複数回答)】

○「市町村合併があった又は予定がある」が、647か所(45.6%)で最も多く、次に「人材確保が困難」で、このうち、「調整機関のコーディネーターの人員確保が困難」が509か所(35.8%)、「地域協議会のリーダー的役割を担う人材確保が困難」が460か所(32.4%)となっている。

	未設置	予算確保が困難		人材確保が困難						設置、運営の手法がわからない		市町村合併(予定)		
				調整機関の人材		協議会のリーダー		その他						
	市町村数	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	
全体	1,420	354	24.9	509	35.8	460	32.4	46	3.2	283	19.9	647	45.6	
都道府県	市・区	310	61	19.7	87	28.1	73	23.5	13	4.2	52	16.8	87	28.1
	町	842	209	24.8	310	36.8	285	33.8	25	3.0	165	19.6	449	53.3
	村	261	84	32.2	112	42.9	102	39.1	7	2.7	66	25.3	110	42.1
指定都市	7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	14.3	0	0.0	1	14.3	

虐待問題がない、優先順位が低い		関係機関の協力が得られない		各機関の通常業務で対応可能		子育て支援ネットワーク等で対応可能		虐待防止ネットワークがあるが手続が困難		その他	
市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
263	18.5	17	1.2	460	32.4	258	18.2	113	8.0	155	10.9
12	3.9	4	1.3	107	34.5	75	24.2	54	17.4	69	22.3
162	19.2	10	1.2	258	30.6	148	17.6	52	6.2	65	7.7
89	34.1	3	1.1	94	36.0	34	13.0	5	1.9	17	6.5
0	0.0	0	0.0	1	14.3	1	14.3	2	28.6	4	57.1

# 【協議会又はネットワークを構成する関係機関等の状況について(複数回答)】

○ 現場の機関では、教育委員会、保育所、児童相談所、幼稚園、小中学校、警察署の参加割合が高く、団体や専門職では、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、医師会、里親の参加割合が高かった。

関係機関等	協議会 又はネット ワーク 設 置数・予定 数	行政機関															医療機関・学校・福祉施設等														
		市区町村										国・都道府県					病院・診療所	保育所(地域子育て支援センター含)	幼稚園	小学校	中学校	養護学校	児童館	児童自立支援施設・乳児院・児童養護施設・情短施設	児童家庭支援センター	障害児施設	配偶者暴力相談支援センター	その他の施設			
		児童福祉主管課	母子保健主管課	当(総合課(児童福祉が担当))	当(総合課(母子保健が担当))	保健両方(児童福祉・母子)	統合課(児童福祉)	統合課(母子保健)	障害福祉主管課	教育委員会	福祉事務所	家庭児童相談室	保健センター	その他の市区町村機関	児童相談所 ※1	保健所 ※2													福祉事務所	警察署	法務局
合計	1,665	971	815	257	60	313	587	1,409	474	520	652	248	1,374	998	580	1,301	196	113	678	1,406	1,060	1,330	1,263	156	339	271	62	110	42	98	
参加率(%)		58.3	48.9	15.4	3.6	18.8	35.3	84.6	28.5	31.2	39.2	14.9	82.5	59.9	34.8	78.1	11.8	6.8	40.7	84.4	63.7	79.9	75.9	9.4	20.4	16.3	3.7	6.6	2.5	5.9	
都道府県	市・区(30万以上)	68	62	54	2	2	3	29	66	49	30	38	29	65	16	3	65	22	11	30	51	52	46	43	14	17	40	4	14	6	9
	市・区(10万~30万未満)	182	166	137	7	2	3	83	165	103	109	99	63	174	141	23	164	46	27	70	145	135	134	126	31	46	56	10	18	9	20
	市・区(10万未満)	438	338	297	29	2	20	151	395	238	308	212	83	393	298	79	379	69	33	164	374	323	352	328	57	99	99	26	34	13	30
	町	832	361	291	184	43	232	269	669	66	62	280	56	646	485	416	599	49	29	343	716	502	678	650	47	160	66	19	35	13	33
	村	131	36	30	33	10	53	54	102	9	4	16	7	82	51	59	80	5	8	66	110	38	111	107	4	13	-	-	2	-	3
指定都市	14	8	6	2	1	2	1	12	9	7	7	10	14	7	-	14	5	5	5	10	10	9	9	3	4	10	3	7	1	3	
【参考】平成16年度(参加率(%))		57.0	49.7	17.0	6.0	18.3	34.0	89.6	35.2	34.0	48.9	18.3	79.3	54.8	38.1	73.2	7.6	8.5	35.0	87.6	61.5	79.9	73.9	6.1	20.5	17.1	1.5	6.0	-	8.3	

関係機関等	協議会 又はネット ワーク 設 置数・予定 数	関係団体等																									
		民生委員等			社会福祉協議会	医師		歯科医師		保健師等		弁護士		里親		子どもの人権専門委員	保育士	社会福祉士	精神保健福祉士	心理専門職	教員	NPO団体	ボランティア	その他機関・団体	その他専門職	その他非専門職	
		民生委員協議会	個人参加の民生委員	個人参加の主任児童委員		医師会	個人参加の医師	歯科医師会	個人参加の歯科医師	看護協会	個人参加の保健師等 ※3	弁護士会	個人参加の弁護士	里親会	里親												
合計	1,665	1,354	292	205	681	778	102	223	21	33	78	104	68	25	627	61	65	10	6	48	84	109	43	320	68	30	
参加率(%)		81.3	17.5	12.3	40.9	46.7	6.1	13.4	1.3	2.0	4.7	6.2	4.1	1.5	37.7	3.7	3.9	0.6	0.4	2.9	5.0	6.5	2.6	19.2	4.1	1.8	
都道府県	市・区(30万以上)	68	63	10	9	34	63	9	24	2	4	4	22	16	4	26	7	2	2	1	5	5	14	1	33	6	2
	市・区(10万~30万未満)	182	160	21	18	81	145	12	41	-	3	4	30	18	3	56	12	3	1	1	7	6	22	3	53	11	5
	市・区(10万未満)	438	371	66	42	180	298	20	75	5	15	19	26	22	8	156	20	16	3	2	18	17	41	8	103	22	11
	町	832	645	171	121	332	243	54	73	14	9	45	13	8	10	335	18	39	4	2	15	50	26	26	107	21	10
	村	131	102	24	15	48	16	6	4	-	2	6	5	3	-	49	2	5	-	-	3	6	1	5	17	5	1
指定都市	14	13	-	-	6	13	1	6	-	-	-	8	1	-	5	2	-	-	-	-	-	5	-	7	3	1	
【参考】平成16年度(参加率(%))		77.1	26.3	16.1	25.7	40.2	6.5	7.2	1.0	0.8	5.6	4.7	2.9	-	-	4.6	-	-	-	2.5	-	4.7	2.9	29.8	8.2	1.9	

(注)※1. 指定都市においては、市設置の児童相談所を計上している。※2. 指定都市・特別区・保健所政令市においては、市区設置の保健所を計上している。※3. 個人参加の保健師等とは、保健師・助産師・看護師の看護職を合わせたもの。